

議案第13号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられる非住宅建築物等の面積規模が見直されたことから、事務手数料の額を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市手数料条例の一部を改正する条例

調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 (1)イ (イ) b 及び c 中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000
--	--------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000

」

に改め、同表1 (1)ウ中

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	26,000
---------------------------------------	-------	--------

」

を

「

建築物の延べ面積が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	16,000
建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	26,000

」

に改め、同表 1 (2)イ (イ) b 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	180,000
--	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	138,000
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき	180,000

」

に改め、同表 1 (2)イ (イ) c 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	384,000
--	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	300,000
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メー	1 部分につき	384,000

トルを超え 2,000平方メー トル以内のもの		
-------------------------------	--	--

」

に改め、同表 1 (2)ウ中

「

建築物の延べ面積が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	384,000
---	--------	---------

」

を

「

建築物の延べ面積が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	300,000
建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	384,000

」

に改め、同表 2 (1)イ (イ) b 及び c 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	18,000
--	---------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	11,000
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	18,000

」

に改め、同表 2 (1)ウ中

「

建築物の延べ面積が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	18,000
---	--------	--------

」

を

「

建築物の延べ面積が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	11,000
建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	18,000

」

に改め、同表 2 (2)イ (イ) b 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	96,000
--	---------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	72,000
当該部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	1 部分につき	96,000

」

に改め、同表 2 (2)イ (イ) c 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	198,000
--	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	1 部分につき	154,000
--	---------	---------

当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	198,000
--	--------	---------

」

に改め、同表2(2)ウ中

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	198,000
---------------------------------------	-------	---------

」

を

「

建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	154,000
建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	198,000

」

に改める。

別表第2 1(1)中

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	27,100
---	--------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1部分につき	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1部分につき	27,100

」

に改め、同表1(2)ア中「「省令」という。)第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋

内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（5を除く。）において同じ。）を「「基準省令」という。）第1条第1項第1号口の基準による評価方法をいう。以下この表（3及び4を除く。）において同じ。）に、

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	145,700
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	110,700
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	145,700

」

に改め、同表1（2）イ中「（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表（5を除く。）において同じ。）」を「（モデル建物法以外の評価方法をいう。以下この表（3及び4を除く。）において同じ。）」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	367,100
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	284,400
当該部分の床面積	1 部分につき	367,100

の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	つき	
---	----	--

」

に改め、同表 2 (1) 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	19,100
---	---------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	11,800
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	19,100

」

に改め、同表 2 (2) ア 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	102,100
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	77,600
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	102,100

」

に改め、同表 2 (2) イ 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	199,200
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100

」

に改め、同表 3 中「第 30 条」を「第 35 条」に改め、同表 3 (1)イ (イ) b

中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100
---	---------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	16,700
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100

」

に改め、同表 3 (2)イ (イ) b (a)中「モデル建物法」を「モデル建物法（基準省令第 10 条第 1 号イ (2)の基準及びロ (2)の基準による評価方法をいう。以下この表 4 において同じ。）」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	145,700
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	110,700
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	145,700

」

に改め、同表 3 (2)イ (イ) b (b)中「標準入力法等」を「標準入力法等（モデル建物法以外の評価方法をいう。以下この表 4 において同じ。））」に、

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	367,100
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	284,400
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	367,100

」

に改め、同表 4 中「第 3 1 条」を「第 3 6 条」に、「第 3 0 条」を「第 3 5 条」に改め、同表 4 (1)イ (イ) b 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方	1 部分につき	19,100
--------------------	---------	--------

メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの		
---------------------------------	--	--

」

を

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 1,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	11,800
当該部分の床面積 の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	19,100

」

に改め、同表 4 (2)イ (イ) b (a)中

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	102,100
---	-------------	---------

」

を

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 1,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	77,600
当該部分の床面積 の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	102,100

」

に改め、同表 4 (2)イ (イ) b (b)中

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	257,100
---	-------------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	199,200
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100

」

に改め、同表 5 中「第 3 6 条」を「第 4 1 条」に改め、同表 5 (1) 中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改め、同表 5 (1)イ (イ) 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100
---	---------	--------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	16,700
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	27,100

」

に改め、同表 5 (2)ア中「省令」を「基準省令」に改め、同表 5 (2)イ (イ)

a 中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	145,700
---	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方	1 部分につき	110,700
--------------------	---------	---------

メートル以上 1,000 平方メート ル未満のもの		
当該部分の床面積 の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	145,700

」

に改め、同表 5 (2)イ (イ) b 中

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	367,100
---	-------------	---------

」

を

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 1,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	284,400
当該部分の床面積 の合計が 1,000平 方メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	367,100

」

に改め、同表 6 (1)中

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 2,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	19,100
---	-------------	--------

」

を

「

当該部分の床面積 の合計が 300平方 メートル以上 1,000 平方メート ル未満のもの	1 部分に つき	11,800
---	-------------	--------

当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	19,100
--	---------	--------

」

に改め、同表 6 (2)ア中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	102,100
--	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	77,600
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	102,100

」

に改め、同表 6 (2)イ中

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100
--	---------	---------

」

を

「

当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	199,200
当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	1 部分につき	257,100

」

に改め、同表備考第 5 項中「第 3 0 条」を「第 3 5 条」に改め、同表備考第

6項中「第30条」を「第35条」に，「第31条」を「第36条」に改め，同表備考第10項中「第29条」を「第34条」に改め，同表備考第11項中「第31条」を「第36条」に改め，同表備考第12項及び第13項中「第30条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行する。